

参考 12

介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の
特定負担限度額

改正後

所得の区分		居室の区分	額
一 (略)	多床室	ユニット型個室	一日につき千三百七十円
		ユニット型個室的	一日につき千三百七十円
		多床室	一日につき千三百七十円
		従来型個室	一日につき千三百七十円
二 (略)	多床室	ユニット型個室	一日につき千三百七十円
		ユニット型個室的	一日につき千三百七十円
		多床室	一日につき千三百七十円
		従来型個室	一日につき千三百七十円
三 (略)	多床室	ユニット型個室	一日につき八百八十円
		ユニット型個室的	一日につき八百八十円
		多床室	一日につき八百八十円
		従来型個室	一日につき四百八十円
四 (略)	多床室	ユニット型個室	一日につき八百八十円
		ユニット型個室的	一日につき八百八十円
		多床室	一日につき四百三十円
		従来型個室	一日につき四百三十円

介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号。以下「施行法」という。）第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額（以下「居住費の特定負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる所得の区分及び中欄に掲げる居室の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

改正前

所得の区分		居室の区分	額
一 (略)	多床室	ユニット型個室	一日につき千三百十円
		ユニット型個室的	一日につき千三百十円
		多床室	一日につき千三百十円
		従来型個室	一日につき八百二十円
二 (略)	多床室	ユニット型個室	一日につき千三百十円
		ユニット型個室的	一日につき千三百十円
		多床室	一日につき千三百十円
		従来型個室	一日につき八百二十円
三 (略)	多床室	ユニット型個室	一日につき八百二十円
		ユニット型個室的	一日につき八百二十円
		多床室	一日につき四百九十円
		従来型個室	一日につき四百九十円
四 (略)	多床室	ユニット型個室	一日につき八百二十円
		ユニット型個室的	一日につき八百二十円
		多床室	一日につき三百七十円
		従来型個室	一日につき三百七十円

介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号。以下「施行法」という。）第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額（以下「居住費の特定負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる所得の区分及び中欄に掲げる居室の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

（傍線部分は改正部分）

<p>じ。)及び居住費の特定負担限度額を加えた額が、介護保険法の施行の際現に介護保険法施行法第二十条の規定による改正前の老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十八条第一項の規定により市町村の長が同項に規定する当該措置に係る者から徴収している額(以下「費用徴収額」という。)を上回る場合にあつては、一日につき零円)</p>	<p>従来型個室 一日につき四百八十円。ただし、次に掲げる場合にあつては、それぞれ次に掲げる額とする。 イ 基準額から当該基準額に百分の九十五を乗じて得た額を控除した額に食費の特定負担限度額及び居住費の特定負担限度額を加えた額が、費用徴収額を上回る場合(ロに掲げる場合を除く。)一日につき三百八十円 ロ 基準額から当該基準額に百分の九十五を乗</p>
<p>じ。)及び居住費の特定負担限度額を加えた額が、介護保険法の施行の際現に介護保険法施行法第二十条の規定による改正前の老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十八条第一項の規定により市町村の長が同項に規定する当該措置に係る者から徴収している額(以下「費用徴収額」という。)を上回る場合にあつては、一日につき零円)</p>	<p>従来型個室 一日につき四百二十円。ただし、次に掲げる場合にあつては、それぞれ次に掲げる額とする。 イ 基準額から当該基準額に百分の九十五を乗じて得た額を控除した額に食費の特定負担限度額及び居住費の特定負担限度額を加えた額が、費用徴収額を上回る場合(ロに掲げる場合を除く。)一日につき三百二十円 ロ 基準額から当該基準額に百分の九十五を乗</p>

備考 一〇五 (略)	六	五			
	(略)	(略)			
	(略)	ユニット型個室	従来型個室	多床室	多床室
	(略)	ユニット型個室	ユニット型個室	ユニット型個室	多床室
(略)	一日につき八百八十円	一日につき三百八十円	一日につき五百五十円	一日につき八百八十円	<p>じて得た額を控除した額に食費の特定負担限度額及び一日につき三百八十円とした居住費の特定負担限度額を加えた額が、費用徴収額を上回る場合 一日につき零円</p> <p>一日につき四百三十円(基準額から当該基準額に百分の九十五を乗じて得た額を控除した額に食費の特定負担限度額及び居住費の特定負担限度額を加えた額が、費用徴収額を上回る場合)において、一日につき零円</p>

備考 一〇五 (略)	六	五			
	(略)	(略)			
	(略)	ユニット型個室	従来型個室	多床室	多床室
	(略)	ユニット型個室	ユニット型個室	ユニット型個室	多床室
(略)	一日につき八百二十円	一日につき三百二十円	一日につき四百九十円	一日につき八百二十円	<p>じて得た額を控除した額に食費の特定負担限度額及び一日につき三百二十円とした居住費の特定負担限度額を加えた額が、費用徴収額を上回る場合 一日につき零円</p> <p>一日につき三百七十円(基準額から当該基準額に百分の九十五を乗じて得た額を控除した額に食費の特定負担限度額及び居住費の特定負担限度額を加えた額が、費用徴収額を上回る場合)において、一日につき零円</p>